

第136回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年5月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区有楽町二丁目5番1号
有楽町マリオン11階
ヒューリックホール東京

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	18
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

議決権行使につきましては、書面又はインターネット等による事前行使もご活用ください。

東宝株式会社

証券コード：9602

株主総会にご出席の株主様への
「お土産」のご用意はございません。

株 主 各 位

証券コード 9602

2025 年 5 月 8 日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

東 宝 株 式 会 社

代表取締役社長 松 岡 宏 泰

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第136回定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toho.co.jp/>



上記のウェブサイトアクセスし、メニューより「東宝について」→「IR/株式・株主情報」を順に選択いただき、「株式・株主情報」からご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「東宝」、又は「コード」に当社証券コード「9602」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年5月28日（水曜日）午後6時30分まで**にご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年5月29日（木曜日）午前10時（午前9時 受付開始）
2 場 所	東京都千代田区有楽町二丁目5番1号 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京
3 目的事項	報告事項 1. 第136期（2024年3月1日から2025年2月28日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び 監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第136期（2024年3月1日から2025年2月28日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選 任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取 締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の 導入の件
4 議決権行使 について	次頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおりです。

以 上

- 当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま
すようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本総会に出席されない株主様は、議決権行使書並びにインターネット等によって議決権を行使することが
できるものといたします。なお、議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表
示があったものとして取り扱うことといたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なもの
として取り扱うことといたします。
- 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、イン
ターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交
付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、上記①～③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計
算書類の一部であり、②及び③は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び
計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁にご案内しておりますインターネット上の【当社ウェブサ
イト】及び【東京証券取引所ウェブサイト】において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたしま
す。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時（午前9時 受付開始）

場 所 有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京

※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前に当社お問い合わせフォームよりご連絡ください。
お問い合わせフォーム <https://faq.toho.co.jp/hc/ja>



書面で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスのうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年5月28日（水曜日）午後6時30分入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

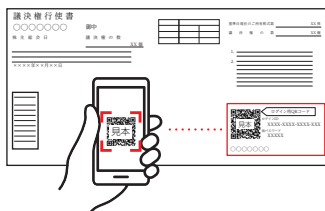
機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

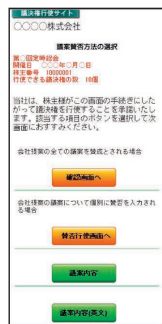
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

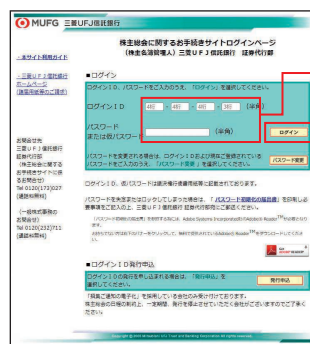


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱うことといたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、年間40円の配当をベースに配当性向30%以上、かつ機動的な自己株式取得の実施を株主還元の基本方針としており、この方針に基づいて当期の期末配当金は1株につき50円とさせていただきたく存じます。

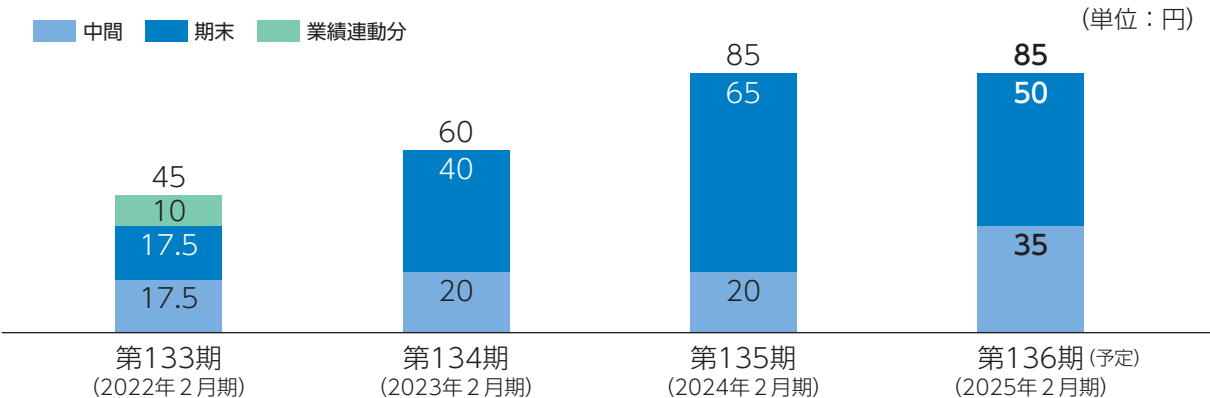
これにより既にお支払いしている中間配当金（1株につき35円）を合わせた年間配当金は1株につき85円となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 50円 総額 8,477,841,600円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年5月30日

(ご参考)

1 株当たり配当金の推移



取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者 属 性	候補者名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	出席回数／取締役会
1	再任 男性	しま たに よし しげ 島 谷 能 成	代表取締役会長 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役	11回／11回
2	再任 男性	まつ おか ひろ やす 松 岡 宏 泰	代表取締役社長 社長執行役員 エンタテインメントユニット長 経営戦略部、内部監査部各直轄	11回／11回
3	再任 男性	た こ のぶ ゆき 太 古 伸 幸	取締役 副社長執行役員 コーポレート本部長 コーポレート本部コーポレートコミュニケーション担当 スバル興業株式会社取締役	11回／11回
4	再任 男性	いち かわ みなみ 市 川 南	取締役 専務執行役員 エンタテインメントユニット映画本部長	11回／11回
5	新任 男性	しま だ やす お 嶋 田 泰 夫	阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長 グループCEO	一回／一回

1

しま たに よし しげ
島 谷 能 成

(1952年3月5日生 満73歳)

再任

男性

取締役会出席回数：11回／11回（100%）

所有する当社の株式の数：22,419株



■ 略歴及び当社における地位

1975年4月 当社入社

1999年4月 同映像本部映画調整部長

2001年5月 同取締役

2005年5月 同常務取締役

2007年5月 同専務取締役

2011年5月 同代表取締役社長

2021年5月 同代表取締役社長 社長執行役員

2022年5月 同代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社取締役

株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役

株式会社東京會館社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり、代表取締役として当社グループ全体の経営を統括し、その卓越したリーダーシップと豊富な経験により当社グループの成長と発展に大きく貢献してまいりました。同氏のこれまでの実績、識見から、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

2

まつ おか ひろ やす
松 岡 宏 泰

(1966年4月18日生 満59歳)

再任

男性

取締役会出席回数：11回／11回（100%）

所有する当社の株式の数：24,283株



■ 略歴及び当社における地位

1994年1月 東宝東和株式会社入社

1998年4月 同取締役

2001年4月 同常務取締役

2008年4月 同代表取締役社長

2014年5月 当社取締役

2015年5月 東宝東和株式会社代表取締役会長

2018年5月 当社常務取締役

2020年4月 東宝東和株式会社取締役会長（現任）

2021年5月 当社取締役 常務執行役員

2022年5月 同代表取締役社長 社長執行役員（現任）

当社における担当

エンタテインメントユニット長

経営戦略部、内部監査部各直轄

■ 取締役候補者とした理由

当社グループに入社以来、映画事業に関連するグローバルな事業に携わり、現在は当社の代表取締役社長として2期連続で営業利益の最高益を更新するなど、当社創立100周年を見据えた「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」の実現に向けてリーダーシップを発揮しております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

3

た こ の ぶ ゆ き
太 古 伸 幸

(1965年12月4日生 満59歳)

再任

男性

取締役会出席回数：11回／11回（100%）

所有する当社の株式の数：17,166株



■ 略歴及び当社における地位

1988年4月 当社入社

2005年4月 同グループ経営企画（現グループ
経営推進）部長

2008年5月 同取締役

2014年5月 同常務取締役

2017年5月 同専務取締役

2020年5月 同取締役副社長

2021年5月 同取締役 副社長執行役員（現任）

当社における担当及び
重要な兼職の状況

コーポレート本部長

コーポレート本部コーポレートコミュニケーション担当

スバル興業株式会社取締役

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり経営企画部門において当社グループの経営戦略の策定と実行に深く関与し、組織再編等の推進において多大な貢献を果たしてまいりました。現在はコーポレート本部長としてコーポレート・ガバナンスや人材戦略の陣頭指揮を執りながら、IRの責任者として積極的に当社の企業価値向上に努め、組織文化の変革にリーダーシップを発揮しております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

4

いち かわ
市 川みなみ
南

(1966年7月22日生 満58歳)

再任

男性

取締役会出席回数：11回／11回（100%）

所有する当社の株式の数：11,350株



■ 略歴及び当社における地位

1989年4月 当社入社

2006年4月 同映像本部映画調整部長

2011年5月 同取締役

2017年5月 同常務取締役

2021年5月 同取締役 常務執行役員

2022年5月 同取締役 専務執行役員（現任）

当社における担当

エンタテインメントユニット映画本部長

■ 取締役候補者とした理由

入社以来、長年にわたり映像部門に携わり、その卓越した企画力・プロデュース能力により数々の映画作品を成功に導き、当社の映画事業に大きく貢献してまいりました。現在は映画部門の責任者である映画本部長としてリーダーシップを発揮し、若手クリエイターの発掘・育成にも積極的に取り組み、将来の映画業界を担う人材の育成にも貢献しております。同氏のこれまでの実績、識見から、当社の取締役として、引き続き選任をお願いするものであります。

取締役会出席回数：一回／一回（－％）

所有する当社の株式の数： 0株



■ 略歴及び重要な兼職の状況

1988年4月 阪急電鉄株式会社入社

2019年4月 同取締役

2021年4月 同常務取締役

2022年4月 同代表取締役社長（現任）

2022年6月 阪急阪神ホールディングス株式会

社代表取締役副社長

2023年3月 同代表取締役社長

2024年12月 同代表取締役社長 グループCEO
（現任）

重要な兼職の状況

阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役社長 グループCEO

■ 取締役候補者とした理由

都市交通、不動産、エンタテインメント、情報・通信、旅行、国際輸送をコア事業に展開する阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役社長グループCEOとして豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループ間の連携強化及び当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できるものと判断し、新たに非業務執行の取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 各候補者の略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2025年5月8日）を基準に記載しております。
4. 各候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2025年5月8日）を基準に計算しております。
5. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、当社は当該保険契約を任期中中に同様の内容で更新する予定であります。
6. 嶋田泰夫氏が取締役に就任する本議案をご承認いただいた場合、業務を執行しない取締役とする予定ですので、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社は、同氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 阪急電鉄株式会社は、2005年4月に会社分割を行い、鉄道事業その他全ての営業を阪急電鉄分割準備株式会社（同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更）に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。阪急ホールディングス株式会社は、2006年10月に商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 折井雅子氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

おり い ま さ こ
折 井 雅 子

(1960年10月10日生 満64歳)

再任 社外 独立 女性

取締役会出席回数：11回／11回（100％） 監査等委員会出席回数：10回／11回（90.9％） 所有する当社の株式の数：0株



■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年4月	サントリー株式会社入社	2020年6月	株式会社大林組社外取締役
2012年4月	サントリーホールディングス株式会社執行役員	(現任)	
2016年4月	サントリーウエルネス株式会社専務取締役	2021年5月	当社社外取締役監査等委員
		(現任)	
2019年4月	サントリーホールディングス株式会社顧問 (現任)	2025年4月	公益財団法人サントリー芸術財団シニアアドバイザー (現任)
	公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホール総支配人		

重要な兼職の状況

サントリーホールディングス株式会社顧問
公益財団法人サントリー芸術財団シニアアドバイザー
株式会社大林組社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異業種での企業経営においてマーケティングや人材開発の推進に携わり、その経験に基づいた有益な知識と幅広い見識を有しております。特に経営戦略やサステナビリティ、人材育成等についての積極的かつ適切な助言及び提言をいただいた実績を踏まえ、当社の持続的成長や企業価値向上だけでなく、取締役会の監督強化において適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

- (注) 1. 折井雅子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
3. 同氏の略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2025年5月8日）を基準に記載しております。
4. 同氏の年齢は、本定時株主総会招集ご通知発送日（2025年5月8日）を基準に計算しております。
5. 同氏は社外取締役候補者であり、当社監査等委員である社外取締役の就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、同氏を東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案をご承認いただいた場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の社外取締役の独立性判断基準につきましては、17頁に記載しております。
7. 当社は、同氏との間で、在職中に当社から職務執行の対価として受ける財産上の利益として会社法施行規則第113条で定める方法によって算定される額に2を乗じた額と、特に有利な条件で当社の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法によって算定される額の合計額を責任限度額とする、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。同氏が取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であり、当社は当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新する予定であります。
9. 同氏が所属する公益財団法人サントリー芸術財団と当社との取引関係はありません。当該候補者は、当社に対し十分な独立性を有していると考えております。

取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。また、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、（i）当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに中長期の企業価値向上による株主の皆様との利益共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬として、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、（ii）単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを与えることを目的として、年額1億円以内の業績達成賞与を支給することにつきご承認いただいております。

今般、対象取締役に当社の価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加え、当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、対象取締役に對し、上記の各報酬枠とは別枠にて、一定期間の業績目標の達成度に応じて当該期間の終了後に譲渡制限付株式を付与する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつきご承認をお願いいたします。

本制度に基づき対象取締役に對して株式報酬（譲渡制限付株式）付与のために支給する金銭報酬の総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額5億円以内といたします。また、各対象取締役に對する具体的な配分については、当社が任意に設置するガバナンス委員会における審議を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の対象取締役の数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに、又は②本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株（※）以内とし、②の方法による場合の1株当たりの払込金額は、当該取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定いたします。

（※）本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

1. 本制度の概要

本制度は、業績評価期間（以下「評価期間」という。）を当社の策定する中期経営計画の対象期間とし、過半数を独立社外取締役に構成する当社のガバナンス委員会における審議を経て、取締役会において対象取締役ごとの基準交付株式数、評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。また、本制度に基づき対象取締役に付与される当社の普通株式には一定の譲渡制限を付します。

本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏

まえて指標とし、これを取締役会において決定するものとします。

2. 株式交付の要件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含む。）に対して当社の普通株式の付与を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役については当該就任後）かつ株式の付与前に、（i）対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び（ii）当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合並びに（iii）当社の取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を付与することがあります。

3. 譲渡制限の内容等

本制度に基づき対象取締役に付与される当社の普通株式について、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は本制度に基づき付与された当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本譲渡制限契約への違反その他当社が本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間後の一定期間内に、対象取締役に重大な不正・違反等が発生した場合には、当該対象取締役に對し、本割当株式に相当する数の当社の普通株式の全部若しくは一部又はこれに相当する金銭を返還するよう求めることができる。

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを与え、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加え、当社の業績と対象取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、対象取締役に對して報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

本議案による本制度の導入に際しては、あらかじめガバナンス委員会における審議を経た上で、2025年4月14日開催の取締役会において、第136回定時株主総会において本議案をご承認

いただくことを条件として、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しており、改定後の当該決定方針は後記「ご参考」に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものです。加えて、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の総数の発行済株式総数（2025年2月28日時点。自己株式数を除きます。）に占める割合は最大で約0.02%とその希薄化率は軽微です。

したがって、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

また、本議案をご承認いただいた場合における改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保するとともに、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とする。その報酬体系としては、(1) 役位・職責、個人業績等に応じた「基本報酬」（金銭）、(2) 長期の企業価値向上による株主との利益共有を目的とした「譲渡制限付株式報酬」（非金銭）、(3) 単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的とした「業績達成賞与」（金銭）、(4) 中期経営計画の数値目標の達成率等に連動した「業績連動型株式報酬」（非金銭）から構成するものとする。ただし、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

1. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき、職責、個人業績等を勘案して毎年5月に決定し、6月より支給する。

2. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、役位に応じて毎年一定額相当の譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限期間は、交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの期間とする。ただし、対象取締役が法令、社内規則又は対象取締役と別途締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）に違反する等の当社が株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。また、譲渡制限期間後の一定期間内に重大な不正、割当契約違反等が発生した場合には、当社は当該株式に相当する数の当社の普通株式の全部若しくは一部又はこれに相当する金銭を返還するよう求めることができるものとする。なお、役位別に付与する株式数は、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定し、各取締役への株式の割当は翌6月に行う。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である業績達成賞与は、単年度の業績目標を達成した場合に金銭で支給する。賞与の支給基準については、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定する。その指標は連結営業利益とし、当該年度の利益水準に応じて基本報酬月額の0%～200%を支給する。各取締役への支給は、当該年度の決算が確定する翌年の定時株主総会の後に行う。

4. 業績連動報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である業績連動型株式報酬は、中期経営計画に掲げた数値目標の達成率等に応じて算定した株式を付与する。基準となる指標は、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定する。その指標は財務指標である連結営業利益とROE（自己資本利益率）及び非財務・ESG指標とす

る。各取締役への付与は評価期間終了後に取締役会にて交付株式数を決定し、譲渡制限付株式として付与する。ただし、途中退任及び最終年度をもって退任する場合は金銭にて支給する。なお、対象取締役が法令、社内規則又は対象取締役と別途締結する業績連動型譲渡制限付株式付与契約(以下「付与契約」という。)に違反する等の当社が当該株式を無償取得することが相当である事由が発生した場合、当社は当該株式を無償で取得する。また、譲渡制限期間後の一定期間内に重大な不正、付与契約違反等が発生した場合には、当社は当該株式に相当する数の当社の普通株式の全部若しくは一部又はこれに相当する金銭を返還するよう求めることができるものとする。

5. 基本報酬、非金銭報酬等及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

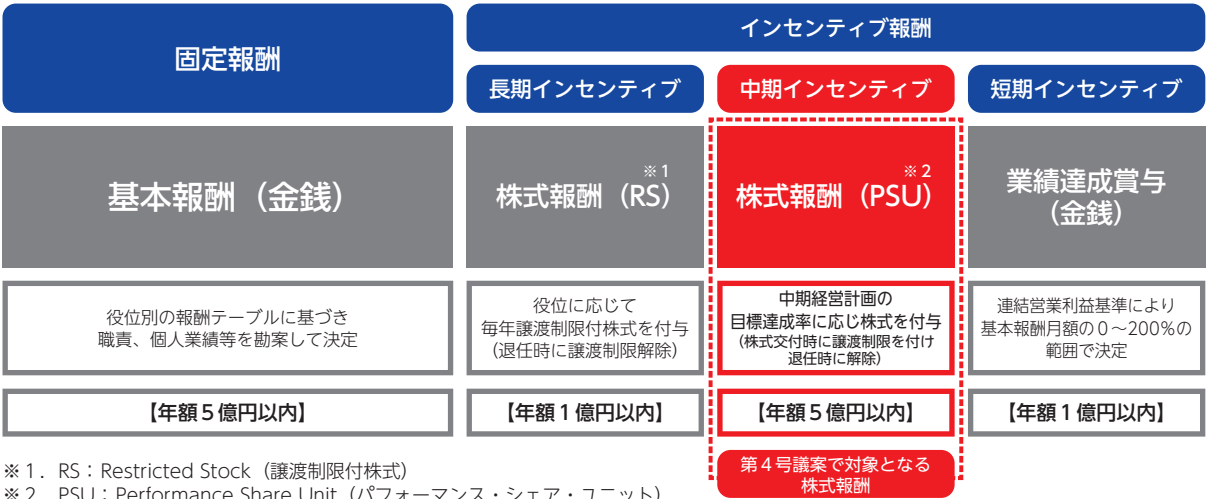
業務執行取締役の報酬のうち、固定的に支給される基本報酬と中長期及び短期のインセンティブ給としての性格を持つ株式報酬及び業績達成賞与の割合は、上位の役位ほどインセンティブ給のウェイトが高まる設計方針とする。その制度内容の詳細については、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の個人別金額の決定権限は、毎年5月開催の取締役会決議に基づき代表取締役に委任するものとする。代表取締役は、ガバナンス委員会の審議を経て策定された役位別の報酬テーブルに基づき、その範囲（レンジ）内において、各取締役の職責、個人業績等の要素を総合的に評価し、個人別の金額を適切に決定するものとする。

なお、監査等委員である取締役の固定報酬の個人別金額については、監査等委員である取締役の協議による。

＜ご参考＞ 第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の報酬体系



※ 1. RS：Restricted Stock（譲渡制限付株式）
※ 2. PSU：Performance Share Unit（パフォーマンス・シェア・ユニット）
◆ 非業務執行取締役は、株式報酬及び業績達成賞与の対象外です。
◆ 上記の図は各報酬の割合を示すものではありませんが、代表取締役社長の報酬に占めるインセンティブ報酬の割合は最大で50%程度となります。

《ご参考》

取締役の専門性と経験（スキル・マトリックス）

当社の長期的なビジョンを示した「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」及び「中期経営計画2028」の遂行と実現に向け、当社の取締役会がその意思決定機能と経営の監督機能を発揮するために備えるべき専門性と経験を特定しました。

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役の専門性と経験は次のとおりであります。

氏 名	属 性	専門性・経験						
		企業経営	企画・マーケティング	グローバル	IT・デジタル	人材・サステナビリティ	法務・リスクマネジメント	財務会計・経営管理
しまたに 島 谷	よししげ 能 成 業務執行	男性	○	○			○	
まつおか 松 岡	ひろやす 宏 泰 業務執行	男性	○	○	○	○		
た こ 太 古	のぶゆき 伸 幸 業務執行	男性	○			○	○	○
いちかわ 市 川	みなみ 南 業務執行	男性	○	○				
しま だ 嶋 田	やす お 泰 夫 男性	○					○	○
お が た 緒 方	えいいち 栄 一 監査等委員	男性	○				○	○
あんどう 安 藤	さと し 知 史 監査等委員 独立社外	男性					○	
おり い 折 井	まさ こ 雅 子 監査等委員 独立社外	女性	○	○		○		
おおこし 大 越	いづみ 独立社外 監査等委員	女性	○		○			

(注) 上記スキル・マトリックスは、各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

【スキル・マトリックスの専門性・経験について】

企業経営	： 経営戦略を遂行するための企業経営に関する知見
企画・マーケティング	： 当社の主力事業に関する企画力及びマーケティングに関する知見
グローバル	： 成長ドライバーであるグローバル事業や地政学リスクに関する知見
IT・デジタル	： 新たなビジネスモデルの創出、生産性向上に関するITの活用・デジタル分野の知見
人材・サステナビリティ	： 企業価値向上に必要な経営資源である人材戦略及びサステナビリティ経営に関する知見
法務・リスクマネジメント	： 戦略的に事業を推進するためのリスクマネジメントに関する知見
財務会計・経営管理	： 成長投資における事業戦略上の財務マネジメント・会計に関する知見

社外取締役の独立性判断基準

当社では、社外取締役が以下1.～6.のケースに該当する場合は独立性がないと判断します。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）又はその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3事業年度において上記1.～4.に該当していた者
6. 上記1.～5.に該当する者及び当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

（注1）「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2％を超える者をいう。

（注2）「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2％を超える者をいう。

（注3）「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が年間1,000万円を超える場合をいう。

（注4）「主要株主」とは、直接又は間接に当社総議決権の10％以上を有する者をいう。

事業報告 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、雇用・所得環境が緩やかな改善を続け、日経平均株価も史上最高値を更新するなど持続的な景気の回復基調が見られた一方、国内における慢性的な人手不足や急激な物価上昇、また海外における紛争情勢やアメリカの政策動向によって世界経済の不確実性が高まるなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況下にあって、2024年の映画業界はアニメの大ヒット作品を中心として邦画が市場を牽引しましたが、興行収入2,069億8,300万円（前年比6.5%減）、映画入場者数1億4,444万1,000人（同7.1%減）と、前年より微減となりました。

当社グループにおいては、映画事業では、『名探偵コナン 100万ドルの五稜星（みちしるべ）』がシリーズアニメとして2作連続で興行収入100億円を突破し、また前期中の2024年2月に公開した『劇場版ハイキュー!! ゴミ捨て場の決戦』も興行収入100億円を超えるなど、アニメ作品が業績を大きく押し上げました。実写作品でも、『キングダム 大将軍の帰還』が興行収入80億円、『ラストマイル』『変な家』が興行収入50億円を上回る大ヒットとなりました。

演劇事業では、再開発のため当期末をもって休館に入った帝国劇場の各公演が好調に推移し、クロージングラインナップはいずれも大盛況となりました。また、舞台『千と千尋の神隠し』がイギリス・ロンドンでのロングラン公演を成功させました。

不動産事業では、全国の所有賃貸不動産が引き続き堅調に稼働したほか、2024年7月に渋谷アクシュがグランドオープンし、稼働を開始しました。

これらの結果、営業収入は3,131億7千1百万円（前期比10.5%増）、営業利益は646億8千4百万円（同9.2%増）、経常利益は644億5千5百万円（同2.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は433億5千7百万円（同4.3%減）となり、「中期経営計画 2025」において数値目標とした「営業利益の最高益（528億円）の更新」を、2年連続で達成することができました。

	第135期 (2024年2月期)	第136期 (2025年2月期)	前 期 比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
営業収入	283,347	313,171	29,823	10.5%増
営業利益	59,251	64,684	5,432	9.2%増
経常利益	63,024	64,455	1,430	2.3%増
親会社株主に帰属する当期純利益	45,283	43,357	△1,926	4.3%減

映画事業

劇場用映画の製作・配給・興行及びその他、映像コンテンツの製作・販売

営業収入 209,253百万円
〔前期比8.5%増〕

営業利益 50,807百万円
〔前期比13.6%増〕

映画営業事業

当社においては、興行収入100億円を超える大ヒットとなった『名探偵コナン 100万ドルの五稜星（みちしるべ）』『劇場版ハイキュー!! ゴミ捨て場の決戦』をはじめ、『キングダム 大将軍の帰還』『ラストマイル』等のアニメ・実写作品（次頁、表1）や、バラエティに富んだTOHO NEXT作品等、多くの劇場用映画を配給しました。東宝東和株式会社が配給する洋画作品では、『怪盗グルーのミニオン超変身』が大ヒットとなりました。また、自社企画製作作品である『変な家』『ファーストキス 1ST KISS』が大ヒットとなったことや、前期に劇場公開した『ゴジラ-1.0』の配信権収入やテレビ放映権収入も業績に大きく寄与しました。

映画興行事業

TOHOシネマズ株式会社を中心とする映画興行事業においては、当社グループ配給作品の他、『はたらく細胞』『インサイド・ヘッド2』『モアナと伝説の海2』等のヒット作が業績に貢献しました。

映像事業

（アニメ製作事業）

従来の映画・演劇・不動産に加えて「第4の柱」と位置づけているアニメ製作事業では、「僕のヒーローアカデミア」「怪獣8号」「葉屋のひとりごと」等の人気作品（同、表3）が好調に推移し、国内外の配信・商品化権収入や各種配分金収入によって業績に貢献しました。ゲーム事業では、「呪術廻戦 ファンタムパレード」グローバル版の全世界配信を開始しました。

（パッケージ事業）

Blu-ray等のパッケージ販売では、『ゴジラ-1.0』が好調なセールスとなった他、TOHO animationの人気シリーズも伸長し、業績に寄与しました。

（出版・商品事業）

劇場用パンフレット、キャラクターグッズでは、『名探偵コナン 100万ドルの五稜星（みちしるべ）』『劇場版ハイキュー!! ゴミ捨て場の決戦』『僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ユアネクスト』等、当社配給作品の販売が好調に推移しました。

営業収入（単位：百万円）

192,794 209,253

第135期 第136期
(2024年2月期) (2025年2月期)

営業利益（単位：百万円）

44,709 50,807

第135期 第136期
(2024年2月期) (2025年2月期)



©2024 青山剛昌／
名探偵コナン
製作委員会



©2024 「ハイキュー!!」
製作委員会
©古舘春一／集英社



©2024 「変な家」
製作委員会



©2025 「1ST KISS」
製作委員会

表1. 当期中の主な映画作品

一覧	
映画ドラえもん のび太の地球交響楽（シンフォニー）	変な家
四月になれば彼女は	名探偵コナン 100万ドルの五稜星（みちしるべ）
ゴジラxコング 新たなる帝国	劇場版『ウマ娘 プリティーダービー 新時代の扉』
映画『からかい上手の高木さん』	ディア・ファミリー
映画『おいハンサム!!』	キングダム 大將軍の帰還
もしも徳川家康が総理大臣になったら	僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ユアネクスト
映画クレヨンしんちゃん オラたちの恐竜日記	ラストマイル
きみの色	スオミの話をしよう
ふれる。	室井慎次 敗れざる者
劇場版 ACMA:GAME アクマゲーム 最後の鍵	スマホを落としたけなのに ～最終章～ ファイナルハッキングゲーム
室井慎次 生き続ける者	六人の嘘つきな大学生
劇場版 ドクターX FINAL	映画『ふしぎ駄菓子屋 銭天堂』
聖☆おにいさん THE MOVIE～ホーリーメンVS悪魔軍団～	映画『グランメゾン・パリ』
劇映画 孤独のグルメ	機動戦士Gundam GQuuuuuuX -Beginning-
アンダーニンジャ	ファーストキス 1ST KISS
劇場版『トリリオンゲーム』	

表2. 当期中の劇場異動

年月日	劇場名	スクリーン数	場所	経営主体	異動内容
2025年 1月12日	松江東宝 5	5	島根県 松江市	関西共栄興行株式会社	閉館

表3. 当期中の主なアニメ作品

一覧	
【映画】僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ユアネクスト	【映画】刀剣乱舞 廻 -々伝 近し侍らうものら-
【TV】怪獣8号	【TV】僕のヒーローアカデミア（第7期）
【TV】無職転生Ⅱ ～異世界行ったら本気だす～	【TV】刀剣乱舞 廻 -虚伝 燃ゆる本能寺-
【TV】天穂のサクナヒメ	【TV】狼と香辛料 MERCHANT MEETS THE WISE WOLF
【TV】ぶにるはかわいいスライム	【TV】Dr.STONE SCIENCE FUTURE（最終章／第1クール）
【TV】薬屋のひとりごと（第2期）	【配信】BEASTARS FINAL SEASON（Part1）

演劇事業

演劇の製作・興行・販売及び芸能プロダクションの経営

営業収入
22,890百万円
〔前期比13.6%増〕

営業利益
4,129百万円
〔前期比32.6%増〕

当期も、帝国劇場及びシアタークリエの両直営劇場、また、日生劇場、東急シアターオーブ等における社外公演において、バラエティに富んだ多くの話題作（下記、表4）を提供しました。

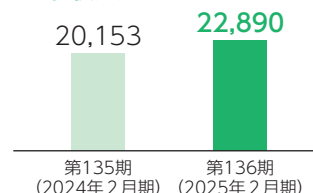
再開発のため、当期末の2025年2月をもって一時休館に入った帝国劇場では、クローゼングラインナップとして上演した『レ・ミゼラブル』『ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル』『Endless SHOCK』等の各作品が連日満席となりました。

シアタークリエでは、『ファンレター』が満席となった他、バラエティに富んだラインナップが好評を博しました。

また、イギリスのロンドン・コロシウムにおいて行った舞台『千と千尋の神隠し』のロングラン公演は、日本人キャストによる日本語での公演ながら大盛況となり、東宝ミュージカルコンテンツの海外展開を推進するうえで、今後につながる大きな成果となりました。

東宝芸能株式会社では、所属俳優が映画・TV・CM出演等で好調に稼働しました。

営業収入（単位：百万円）



営業利益（単位：百万円）

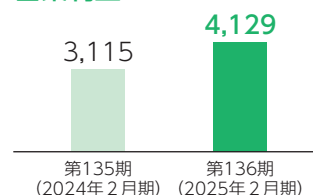


表4. 当期中の主な演劇作品

帝国劇場	
舞台『千と千尋の神隠し』	Endless SHOCK
ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル	モーツァルト！
DREAM BOYS	レ・ミゼラブル
THE BEST New HISTORY COMING	
シアタークリエ	
ナビレラー それでも蝶は舞うー	ライムライト
プレミアム音楽朗読劇 VOICARION XVIII～Mr.Prisoner～	ファンレター
tick, tick...BOOM!	next to normal
社外公演	
王様と私	この世界の片隅に
NEWSIES	天保十二年のシェイクスピア
プロデューサーズ	ケイン&アベル

不動産事業

不動産賃貸等、道路の維持管理・清掃、不動産の保守・管理

営業収入 79,653百万円
〔前期比15.2%増〕

営業利益 16,826百万円
〔前期比4.4%減〕

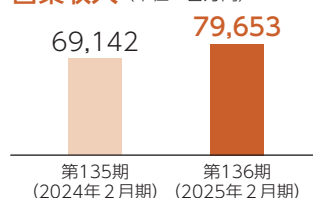
不動産賃貸事業

建設工事費が高騰する厳しい状況の中、当社が保有する賃貸用不動産に関しては、引き続き空室率の低減に注力しました。前期中に当社の連結子会社とした株式会社東京楽天地も年間を通して貢献し、不動産賃貸事業全体では堅調な業績で推移しました。

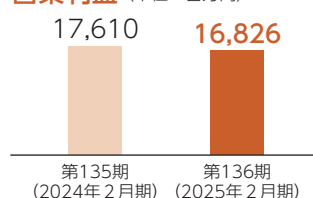
当期中の新規物件としては、渋谷アクシュ、住之江建物がそれぞれオープンし、稼働を開始しました。

また、帝劇ビルを含む大型再開発計画「(仮称)丸の内3-1プロジェクト(国際ビル・帝劇ビル建替計画)」が始動しました。

営業収入 (単位: 百万円)



営業利益 (単位: 百万円)



道路事業

スバル興業株式会社とその連結子会社では、老朽化した道路関連のインフラ整備等、公共投資が底堅く推移しました。建設技能者不足や労務費・資機材価格の上昇といった厳しい経営環境が続きましたが、業務の効率化やコスト削減、積極的な営業活動による受注確保に努めました。

不動産保守・管理事業

東宝ビル管理株式会社及び東宝ファシリティーズ株式会社では、人件費・原材料費の高騰や人手不足が続く厳しい状況下で、新規受注や品質向上に取り組むとともに、経費節減や業務効率化等に努めました。

東宝日比谷
プロムナードビル



渋谷アクシュ
©渋谷二丁目17地区
市街地再開発組合



住之江建物



その他事業

スポーツ施設等の経営、その他の事業

その他事業では、営業収入1,372百万円（前期比9.2%増）、営業利益162百万円（同6.8%減）となりました。

■ 成長投資に関するトピックス ■

- 2024年6月、当社は株式会社サイエンスSARUの全株式を取得し、連結子会社としました。これにより、当社グループのアニメ制作能力を強化し、国内のみならずグローバルに向けた質の高い作品を生み出すことで、アニメ事業の成長スピードをさらに加速させることを目指します。
- 2024年8月、当社は株式会社バンダイナムコホールディングスと資本業務提携を行いました。両社の強みを活かし、オリジナルIPの企画開発や映像製作、商品・サービス等の展開を行うことで、両社のグローバル市場における更なる成長を目指します。
- 2024年10月、当社は、当社の連結子会社（孫会社）である Toho International, Inc.を通して、北米を中心にアニメの製作と配給を手掛けるGKIDS, INC.の全株式を取得し、連結子会社としました。これにより、日本発コンテンツの海外展開、また国内のクリエイターやスタジオの海外進出を図ります。

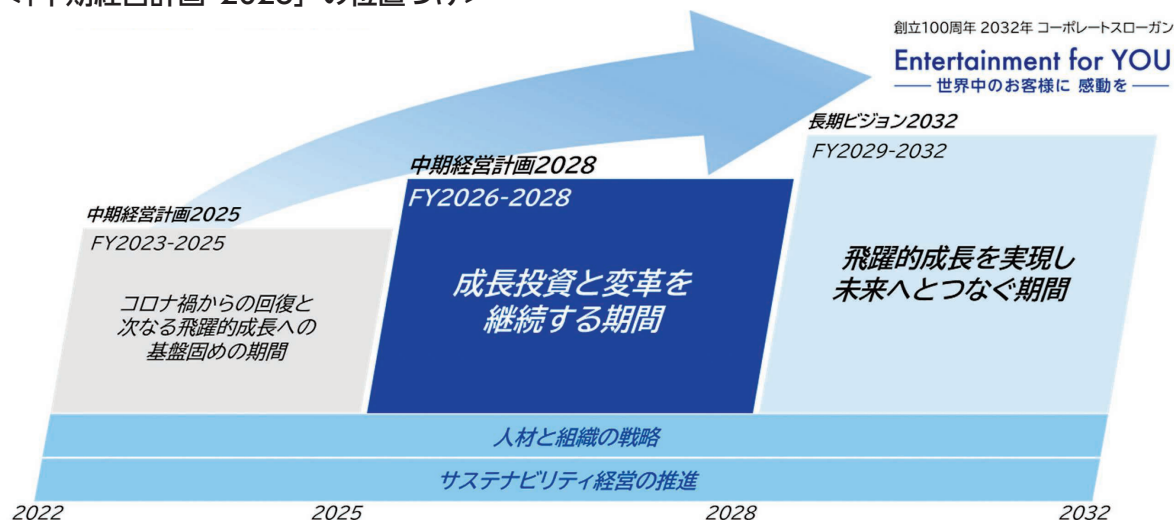
(2) 対処すべき課題

当社グループは、2022年4月に公表した長期ビジョン「TOHO VISION 2032 東宝グループ 経営戦略」に基づき、創立100周年を迎える2032年に向けたコーポレートスローガン「Entertainment for YOU 世界中のお客様に 感動を」を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて取り組んでいます。

長期ビジョンにおいては、①成長に向けた「投資」を推進、②「人材」の確保・育成に注力、③アニメ事業を「第4の柱に」の3つを重要ポイントとし、成長戦略として「企画&IP」「アニメーション」「デジタル」「海外」の4つのキーワードを掲げ、これらに沿った事業展開、成長投資、資本政策を着実に実行してきた結果、「中期経営計画 2025」(FY2023-2025)の3カ年においては、数値目標として定めた①営業利益の最高益(528億円)の更新、②ROE 8%以上を達成することができました。

そして、本年4月には「中期経営計画 2028」を策定・公表し、新たな3カ年計画(FY2026-2028)をスタートさせました。「中期経営計画 2028」の位置づけとしては、長期ビジョンで掲げた「企画&IPをあらゆる価値の源泉として、その中でもアニメーションを成長ドライバーにし、デジタルの力で時間・空間・言語を超え、海外での飛躍的成長を実現する」という成長ストーリーを踏襲しつつ、「成長投資と変革を継続する期間」とし、成長戦略に沿った投資や組織の変革をさらに加速させ、次なる「飛躍的成長を実現し、未来へとつなぐ期間」への着実な橋渡しとなることを目指します。

<「中期経営計画 2028」の位置づけ>



＜「中期経営計画 2028」の指針＞

“人”が情熱を傾けて“企画”をし、エンタテインメントを創り、“世界”に届ける。これが、どんなに外部環境が変化したとしても、当社グループの変わることのないシンプルで本質的な価値創造ストーリーです。加えて、当社グループがより持続的に成長していくためには、エンタテインメントを単に広く届けるだけではなく、世界中のお客様の好みやニーズを深く知り、お客様ともっと積極的に“つながる”ことで、ファンになっていただくことが大切になると考えています。

“人”、“企画”、“世界”、そして、お客様と もっと “つながる”

これを「中期経営計画 2028」の指針として、これに基づく重点ポイントや各事業戦略、数値目標・キャピタルアロケーション、人材と組織の戦略等を策定いたしました。その概要は以下のとおりです。

＜「中期経営計画 2028」の重点ポイント＞

「中期経営計画 2028」では、「人材」「コンテンツ・IP」「デジタル」「海外」を重点領域とし、以下のとおり重点ポイントを定めました。これらの目標に向かって、グループ一丸となって各事業戦略を積極的に推進してまいります。

人材	少数精鋭から精鋭多数への転換 ——成長の源泉である“人”を3年間で約200名採用*1、人への投資とエンゲージメント向上に注力 *1 東宝株式会社を対象としたもの
コンテンツ IP	- 約200タイトルの豊富で良質なエンタテインメントを提供、世界中のお客様に感動を届ける - 映画・アニメ・演劇・ゲーム等のコンテンツの企画・製作、IP創出に対し、3年間で約700億円を投下 - ゴジラIPの開発・展開に対し、3年間で約150億円を投下、IPビジネスを本格的に強化する - コンテンツ・IP領域のM&Aやシネコン出店等の成長投資として3年間で1,200億円程度を設定 2032年までにTOHO animationの人員を倍増、IP・アニメ事業の営業利益200%*2以上を目指す *2 新セグメントにおける営業利益(2025年2月期対比)
デジタル	東宝グループの顧客データ基盤を整備する TOHO-ONE プロジェクトに対し、約50億円を投資 ——2026年春、お客様と一つにつながる“新しい会員サービス”ローンチ予定
海外	- 海外拠点の拡充を加速するとともに、新たにグループインした企業とのシナジーを創出 2032年に向けて海外売上高比率を現状の10%程度から30%まで引き上げる

<事業の4本柱の戦略>

当社グループは、2026年2月期より会計上の報告セグメントを「事業の4本柱」に沿って「映画事業」「IP・アニメ事業」（新設）「演劇事業」「不動産事業」に変更いたします。「中期経営計画 2028」における各セグメントの事業戦略の概要は、次のとおりです。

映画事業においては、自社企画作品の製作推進、映画以外のコンテンツ配給の拡充により収益力をさらに高め、収益基盤をより強固にしていきます。また、海外グループ会社との連携により、世界を見据えた日本実写コンテンツの企画開発を推進します。

IP・アニメ事業においては、良質なコンテンツ・IPを数多く製作し世界へ展開するために、人員増による体制の拡充と制作スタジオ機能の強化を図ります。また、成長領域である海外とゲームの収益をさらに伸長させ、同事業の営業利益を2032年までに200%以上(2025年2月期対比)にすることを目指します。

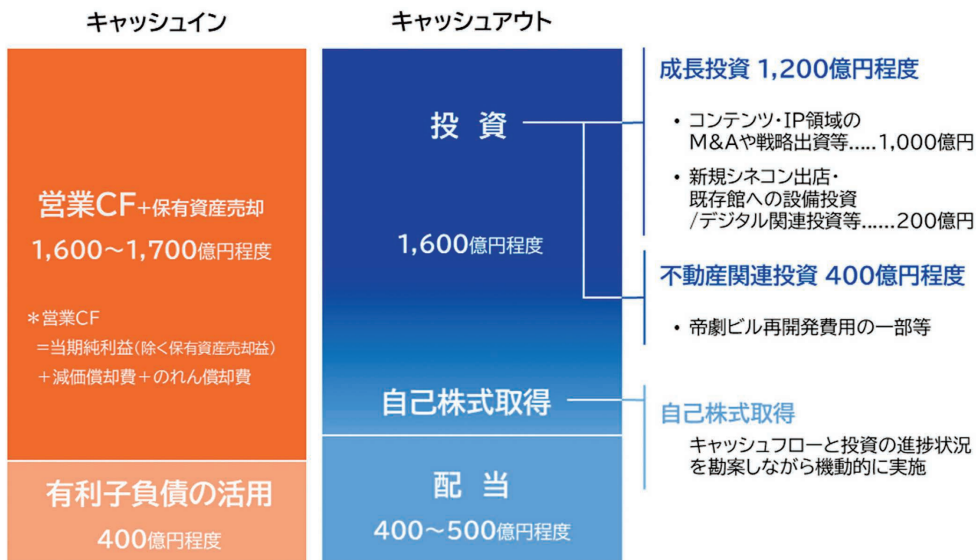
演劇事業においては、外部劇場での主催公演、新会員サービス、多様なチケット価格や販売形態の多角化により、帝国劇場休館中の興行収入の下支えを図ります。また、既存人気作品の価値最大化、オリジナル作品開発、海外展開により、東宝演劇のブランド力を高め、新・帝国劇場へとつなげていきます。

不動産事業においては、中長期的な収益基盤の維持を図りつつ、資産効率の向上を目指します。既存物件の賃料アップに注力し物件価値の向上を図るとともに、「帝劇ビル」の再開発事業を着実に推進してまいります。

<数値目標>



<キャピタルアロケーション>



<人材と組織の戦略／サステナビリティ経営の推進>

以上のような成長戦略を推進していくためには、お客様に感動を届ける当社グループの社員一人ひとりが、朗らかにいきいきと働けていること、つまり“心が動く”状態であることが、なによりも大切だと考えます。そこで「中期経営計画 2028」においては「**心が動き、心を動かす仕事を通じて幸福を得られる会社へ**」という新たな「人材と組織のビジョン」を策定しました。また、「**東宝グループは、エンタテインメントの提供を通じて誰もが幸福で心豊かになれる社会の実現に向けて“朗らかに、清く正しく美しく”貢献します**」という「サステナビリティの基本方針」に基づき、人的資本、気候変動、人権、文化継承の4つの重要課題を軸として、持続可能な社会の実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

世界中のファンから愛されるエンタテインメント企業になる。そのような未来を目指して、当社グループは更なる成長と企業価値向上に向けて、果敢に挑戦してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

※当社グループの取り組みの詳細については以下の当社ウェブサイトをご覧ください。

「東宝グループ 中期経営計画 2028」

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS05040/615ed367/f14b/4b6b/8136/2f91bfab6426/20250411113836919s.pdf>



「東宝グループ 統合報告書 2024」

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS05040/b5037ee3/0159/4dcd/a2b5/6ab42ad3e300/20241128164642256s.pdf>



(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は369億6千4百万円で、これに要した資金は全て自己資金にて充当しております。

① 当期中に完成した主要設備

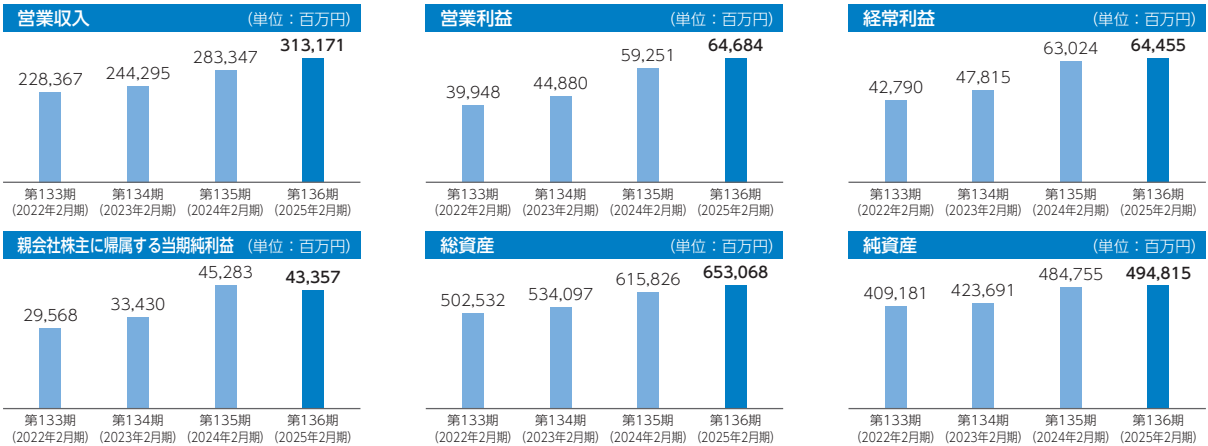
会社名	当期中に完成した主要設備
当社	渋谷アクシュ（東京都渋谷区）
	住之江建物（大阪府大阪市住之江区）

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

会社名	当期継続中の主要設備の新設、拡充
当社	(仮称) 丸の内3－1プロジェクト（国際ビル・帝劇ビル建替計画）（東京都千代田区）
TOHOシネマズ株式会社	(仮称) TOHOシネマズ 大井町（「OIMACHI TRACKS」内、東京都品川区）
	(仮称) TOHOシネマズ 名古屋栄（「ザ・ランドマーク名古屋栄」内、愛知県名古屋市中区）

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移



		第133期 (2022年2月期)	第134期 (2023年2月期)	第135期 (2024年2月期)	第136期 (2025年2月期)
営業収入	(百万円)	228,367	244,295	283,347	313,171
営業利益	(百万円)	39,948	44,880	59,251	64,684
経常利益	(百万円)	42,790	47,815	63,024	64,455
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	29,568	33,430	45,283	43,357
総資産	(百万円)	502,532	534,097	615,826	653,068
純資産	(百万円)	409,181	423,691	484,755	494,815

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社（上場会社及び会社法第2条第6号の大会社）の状況

会社名	資本金	出資比率 (%) (間接保有を含む)	主要な事業内容
TOHO Global株式会社	10百万円	100.00	当社グループの海外事業拠点の統括
Toho International, Inc.	138,300千US \$	100.00	ライセンス事業、E コマース事業
TOHOシネマズ株式会社	2,330百万円	100.00	映画の興行
株式会社東京楽天地	3,046百万円	100.00	不動産賃貸関連、映画の興行
スバル興業株式会社	1,331百万円	53.91	道路の維持管理・清掃、補修

(注) 第136期事業年度末日における連結子会社は上記5社を含めて47社、持分法適用会社は4社となっております。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は2024年3月1日をもって、当社の完全子会社である株式会社東京現像所を吸収合併しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は株式会社サイエンスSARUの全株式を取得し、2024年6月19日付で、当社の連結子会社としました。

当社の子会社（孫会社）である Toho International, Inc.が、2024年10月17日付で、GKIDS, INC.の全株式を取得したことにより、当社はGKIDS, INC.を連結子会社としました。

⑥ その他

阪急阪神ホールディングス株式会社は、当社の株式を22.40%（間接保有を含む）保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。なお、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) 主要な営業所 (2025年2月28日現在)

会社名	営業所名	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	東宝スタジオ	東京都世田谷区
	帝国劇場 (演劇劇場)	東京都千代田区
	シアタークリエ (演劇劇場)	東京都千代田区
	東宝日比谷ビル (通称 日比谷シャンテ：賃貸ビル)	東京都千代田区
	東京宝塚ビル (賃貸ビル)	東京都千代田区
	帝劇ビル (賃貸ビル)	東京都千代田区
	東宝日比谷プロムナードビル (賃貸ビル)	東京都千代田区
	新宿東宝ビル (賃貸ビル)	東京都新宿区
	HEPナビオ (阪急阪神不動産株式会社と共同所有の賃貸ビル)	大阪市北区
	東宝南街ビル (賃貸ビル)	大阪市中央区
TOHO Global株式会社	本社	東京都千代田区
Toho International, Inc.	本社	米国カリフォルニア州
TOHOシネマズ株式会社	本社	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 日比谷 (映画劇場)	東京都千代田区
	TOHOシネマズ 新宿 (映画劇場)	東京都新宿区
	TOHOシネマズ 梅田 (映画劇場)	大阪市北区
	TOHOシネマズ なんば (映画劇場)	大阪市中央区
	以上を含め、日本全国に全75サイト、705スクリーンの映画劇場を経営 (共同経営5サイト56スクリーンを含む)	
株式会社東京楽天地	本社	東京都墨田区
	以上を含め、日本全国に16ヶ所の事業所	
スバル興業株式会社	本社	東京都千代田区
	以上を含め、日本全国に49ヶ所の事業所	

(7) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	
映画事業	1,970名	(2,067名)
演劇事業	130名	(14名)
不動産事業	1,587名	(1,157名)
その他事業	40名	(96名)
全社 (共通)	146名	(一名)
合計	3,873名	(3,334名)
前期末比増減	+256名	(△142名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託・契約社員592名を含みます。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
447名 (2名)	+46名 (△2名)	38.7歳	11.0年

- (注) 1. 従業員数には、嘱託・契約社員20名、出向受入者27名を含みます。
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託・契約社員を含みません。
2. 従業員数には、出向者176名を含みません。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2025年2月28日現在)

重要な借入はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 186,490,633株
(自己株式16,933,801株を含む)

(3) 当事業年度末日における株主数 32,763名
(前期末比 6,575名減)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
阪急阪神ホールディングス株式会社	22,807	13.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,834	11.70
阪急阪神不動産株式会社	15,150	8.94
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	11,226	6.62
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	8,797	5.19
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	4,940	2.91
株式会社TBSテレビ	4,521	2.67
株式会社竹中工務店	3,785	2.23
株式会社丸井グループ	2,578	1.52
MSIP CLIENT SECURITIES	2,477	1.46

(注) 1. 当社は自己株式を16,933,801株保有しておりますが、上記の大株主（上位10名）からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	12,932株	4名
社外取締役	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記の取締役以外に、執行役員13名に対し、総計8,736株の株式を職務執行の対価として交付しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	島 谷 能 成	阪急阪神ホールディングス株式会社取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會館社外取締役
代表取締役社長 社長執行役員	松 岡 宏 泰	エンタテインメントユニット長 経営戦略部、内部監査部各直轄
取締役 副社長執行役員	太 古 伸 幸	コーポレート本部長 コーポレート本部コーポレートコミュニケーション担当 スバル興業株式会社取締役
取締役 専務執行役員	市 川 南	エンタテインメントユニット映画本部長
取締役 (常勤監査等委員)	緒 方 栄 一	監査等委員会委員長
取締役 (監査等委員)	安 藤 知 史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員)	折 井 雅 子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役
取締役 (監査等委員)	大 越 いづみ	株式会社チェンジホールディングス執行役員 フジ日本株式会社社外取締役 株式会社SRAホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）安藤知史、折井雅子、大越いづみの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）安藤知史、折井雅子、大越いづみの各氏は、東京及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）緒方栄一氏は、当社財務室長の経歴があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社監査等委員会は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、緒方栄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
 取締役（監査等委員） 小林 節 2024年5月23日 退任
 取締役（監査等委員） 大越いづみ 2024年5月23日 取締役就任
 取締役 角 和夫 2025年1月14日 辞任
 ※ 角和夫氏が辞任いたしました2025年1月14日までの重要な兼職の状況は次のとおりであります。
 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役会長 グループCEO 2024年12月20日 辞任
 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役 2025年1月14日 辞任
 株式会社アシックス社外取締役
6. 当事業年度中の取締役の担当等の異動
 代表取締役社長 社長執行役員 松岡宏泰 2024年10月1日 内部監査部直轄とする
 2024年11月26日 TOHO Digital Lab.直轄を解く
 取締役 副社長執行役員 太古伸幸 2024年10月1日 コーポレート本部コーポレート
 コミュニケーション担当を委嘱する

7. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

(2025年4月1日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	瀬田 一彦	不動産本部長
常務執行役員	池田 篤郎	エンタテインメントユニット演劇本部長
常務執行役員	大田 圭二	エンタテインメントユニットアニメ本部長 エンタテインメントユニットライツ事業、同事業統括、 TOHO Digital Lab.各担当
上席執行役員	池田 隆之	エンタテインメントユニット映画興行担当 TOHOシネマズ株式会社代表取締役社長
上席執行役員	加藤 陽則	コーポレート本部人事、同経理財務各担当
上席執行役員	和田 薫一郎	不動産本部不動産経営担当
上席執行役員	本多 太郎	コーポレート本部グループ経営推進、同情報システム、同TX推進各担当
執行役員	宇田 典弘	エンタテインメントユニット演劇本部演劇担当
執行役員	福田 明宏	コーポレート本部総務、同法務各担当
執行役員	吉田 充孝	エンタテインメントユニット映画本部映画営業、同宣伝各担当兼 映画本部映画営業部長
執行役員	上田 太地	エンタテインメントユニット映画本部映画調整、同映画企画各担当兼 映画本部映画調整部長
執行役員	植田 浩史	エンタテインメントユニット国際担当 TOHO Global株式会社代表取締役社長
執行役員	山中 一孝	エンタテインメントユニットアニメ本部TOHO animation 担当兼アニメ本部TOHO animation部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）4名との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、2025年1月14日をもって辞任いたしました角和夫氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役等であり、被保険者は保険料を負担していません。契約期間は1年間であります。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用が填補されることとなります。ただし、私的な利益又は便益の供与を違法に得た場合や、犯罪行為あるいは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてガバナンス委員会の審議を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会における審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された枠内において、その役位・職責に相応しい報酬水準を確保するとともに、当社グループの企業価値及び業績の向上に対する適切なインセンティブを付与することを基本方針とする。その報酬体系としては、(1) 役位・職責、個人業績等に応じた「基本報酬」(金銭)、(2) 中長期の企業価値向上による株主との利益共有を目的とした「株式報酬」(譲渡制限付株式)、(3) 単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的とした「業績達成賞与」(金銭) から構成するものとする。但し、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役については、その職務の性質に鑑み、金銭による固定報酬のみとする。

1. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき、職責、個人業績等を勘案して毎年5月に決定し、6月より支給する。

2. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬である株式報酬は、役位に応じて毎年一定額相当の譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限期間は、交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会が定める地位を退任または退職するまでの期間とする。役位別に付与する株式数は、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定し、各取締役への株式の割当は翌6月に行う。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である業績達成賞与は、単年度の業績目標を達成した場合に金銭で支給する。

賞与の支給基準については、毎年5月開催のガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定する。その指標は連結営業利益とし、当該年度の利益水準に応じて基本報酬月額の0%～200%を支給する。各取締役への支給は、当該年度の決算が確定する翌年の定時株主総会の後に行う。

4. 基本報酬、非金銭報酬等及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬のうち、固定的に支給される基本報酬と中長期及び短期のインセンティブ給としての性格を持つ株式報酬及び業績達成賞与の割合は、上位の役位ほどインセンティブ給のウェイトが高まる設計方針とする。その制度内容の詳細については、ガバナンス委員会の審議を経て取締役会で決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

基本報酬の個人別金額の決定権限は、毎年5月開催の取締役会決議に基づき代表取締役に委任するものとする。代表取締役は、ガバナンス委員会の審議を経て策定された役位別の報酬テーブルに基づき、その範囲(レンジ)内において、各取締役の職責、個人業績等の要素を総合的に評価し、個人別の金額を適切に決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の固定報酬の個人別金額については、監査等委員である取締役の協議による。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

	対象人数及び総額		内訳					
			基本報酬 (金 銭)		株式報酬 (譲渡制限付株式)		業績達成賞与 (金 銭)	
	対象人数	総額	対象人数	金額	対象人数	金額	対象人数	金額
	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	5	347	5	244	4	63	4	39
取締役 (監査等委員)	5	49	5	49	—	—	—	—
(うち社外取締役)	4	25	4	25	—	—	—	—

- (注) 1. 上記の対象人数には、2024年5月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役監査等委員1名（うち社外取締役1名）及び2025年1月14日をもって辞任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬額は、2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額5億円以内（当該株主総会終結時点の員数13名）、取締役（監査等委員）について年額8千万円以内（当該株主総会終結時点の員数5名）と決議いただいております。また、株式報酬、業績達成賞与の支給総額は、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、業務執行取締役に對し、それぞれ年額1億円以内と決議いただいております（当該株主総会終結時点の員数12名）。
3. 社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
4. 取締役会は、代表取締役会長 島谷能成及び代表取締役社長 社長執行役員 松岡宏泰に對し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責、個人業績等の評価を行うには、代表取締役の両氏が最も適していると判断したためであります。受任者の担当は、事業報告「3. (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
- 委任された内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会の審議を経て、株主総会の決議により定められた報酬総額の枠内で決定しております。
5. 業績連動報酬である業績達成賞与は、連結営業利益を業績指標とすることとしております。これは、当社グループの単年度の成果を示す数値として最も適切と考えるためであります。業績達成賞与の額は、事業報告「3. (4) 取締役の報酬等」基本方針の第3項に記載するところに従って算定され、当事業年度の支給基準は、2024年5月23日開催のガバナンス委員会の審議を経て、同日開催した取締役会において次のとおり決定しております。その算定に用いた業績指標（連結営業利益）の実績は、646億円であり、各人の基本報酬月額200%の支給が決定しております。

2025年2月期 連結営業利益	各人の基本報酬月額に対する倍率
600億円以上	200%
550億円以上600億円未満	100%
550億円未満	0%

(5) 社外役員に関する事項（2025年2月28日現在）

地位 氏名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 安藤 知史	弁護士 石原産業株式会社社外取締役	当社グループの属する業界事情に精通した弁護士として、また事業法人の社外役員を務めるなど、その経歴を通じて培われた幅広い見識に基づき、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等について専門的な見地から取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：11回/11回 ・監査等委員会出席回数：11回/11回
社外取締役 (監査等委員) 折井 雅子	サントリーホールディングス株式会社顧問 公益財団法人サントリー芸術財団 サントリーホール総支配人 株式会社大林組社外取締役	当社と異なる業種の企業経営に携わり、マーケティングや人材開発の推進、また芸術文化事業への造詣が深いことに加え、事業法人の社外役員を務めるなど、その経歴を通じて培われた幅広い見地から、特に経営戦略やサステナビリティ、人材育成等の観点について、取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：11回/11回 ・監査等委員会出席回数：10回/11回
社外取締役 (監査等委員) 大越いづみ	株式会社チェンジホールディングス執行役員 フジ日本株式会社社外取締役 株式会社SRAホールディングス社外取締役	グローバルに事業を展開する企業経営に携わり、ビジネストランスフォーメーションやデジタル・サイバーセキュリティ等に関する豊富な知見を有し、また事業法人の社外役員を務めるなど、その経歴を通じて培われた幅広い見地から、特にデジタルに関する新規ビジネスや成長戦略の投資に対するリスクマネジメント等の観点について、取締役会の監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 ・取締役会出席回数：9回/9回 ・監査等委員会出席回数：8回/8回

- (注) 1. 当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。
2. 社外取締役（監査等委員）大越いづみ氏につきましては、2024年5月23日就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	227百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、報酬額等の推移を確認し、会計監査の職務遂行状況を担当部門から聴取したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の見積りの妥当性等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には両者の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が次の事項に該当し、職務を継続することが相当でないと認められる場合には、監査等委員会で審議のうえ、会計監査人を解任し、又は再任しないこととします。

1. 会社法、公認会計士法その他の法令に違反し、又は抵触した場合
2. 公序良俗に反する行為があったと認められる場合
3. 会計監査人の職務状況等から、監査の適正性、信頼性が確保できないと認められる場合

5 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	202,050
現金及び預金	42,905
受取手形、売掛金及び契約資産	55,981
リース投資資産	14,928
有価証券	39,036
棚卸資産	21,067
現先短期貸付金	14,995
その他	13,196
貸倒引当金	△60
固定資産	451,017
有形固定資産	243,502
建物及び構築物	103,713
機械装置及び運搬具	7,566
工具、器具及び備品	2,961
土地	125,456
建設仮勘定	3,694
その他	110
無形固定資産	30,751
借地権	1,449
ソフトウェア	1,580
ソフトウェア仮勘定	4,039
のれん	18,046
その他	5,635
投資その他の資産	176,764
投資有価証券	153,764
繰延税金資産	3,430
退職給付に係る資産	2,696
差入保証金	12,802
その他	4,179
貸倒引当金	△109
資産合計	653,068

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	90,941
買掛金	35,455
短期借入金	22
1年内返済予定の長期借入金	311
未払金	15,775
未払費用	5,565
未払法人税等	13,174
未払消費税等	1,415
賞与引当金	1,421
役員賞与引当金	58
資産除去債務	145
預り保証金	1,158
その他	16,436
固定負債	67,311
長期借入金	1,575
繰延税金負債	27,887
退職給付に係る負債	3,771
役員退職慰労引当金	168
資産除去債務	9,374
長期預り保証金	24,380
その他	153
負債合計	158,253
(純資産の部)	
株主資本	425,608
資本金	10,355
資本剰余金	14,216
利益剰余金	466,066
自己株式	△65,031
その他の包括利益累計額	52,781
その他有価証券評価差額金	44,778
繰延ヘッジ損益	△127
為替換算調整勘定	7,041
退職給付に係る調整累計額	1,088
非支配株主持分	16,425
純資産合計	494,815
負債・純資産合計	653,068

連結損益計算書 (2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		313,171
営業原価		168,611
売上総利益		144,559
販売費及び一般管理費		79,875
営業利益		64,684
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,133	
為替差益	313	
その他	640	4,088
営業外費用		
支払利息	59	
持分法による投資損失	4,210	
その他	48	4,317
経常利益		64,455
特別利益		
固定資産売却益	295	
投資有価証券売却益	2,859	
その他	320	3,475
特別損失		
減損損失	1,631	
固定資産圧縮損	9	
立退補償金	224	1,865
税金等調整前当期純利益		66,065
法人税、住民税及び事業税	23,024	
法人税等調整額	△1,773	21,250
当期純利益		44,815
非支配株主に帰属する当期純利益		1,458
親会社株主に帰属する当期純利益		43,357

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位: 百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	134,540
現金及び預金	13,501
売掛金	29,470
リース投資資産	14,182
有価証券	39,026
棚卸資産	14,233
現先短期貸付金	14,995
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,403
その他	7,774
貸倒引当金	△48
固定資産	386,133
有形固定資産	164,422
建物及び構築物	66,770
機械装置及び運搬具	1,046
工具、器具及び備品	646
土地	93,535
建設仮勘定	2,422
無形固定資産	6,761
借地権	886
ソフトウエア	425
ソフトウエア仮勘定	3,967
のれん	1,364
その他	117
投資その他の資産	214,949
投資有価証券	108,486
関係会社株式	68,953
関係会社長期貸付金	33,166
前払年金費用	1,050
差入保証金	725
その他	2,664
貸倒引当金	△96
資産合計	520,673

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	119,267
買掛金	14,098
関係会社短期借入金	72,989
1年内返済予定の関係会社長期借入金	7,480
未払金	2,579
未払費用	4,205
未払法人税等	8,166
賞与引当金	419
役員賞与引当金	39
その他	9,289
固定負債	50,554
関係会社長期借入金	4,385
繰延税金負債	19,916
退職給付引当金	1,577
未払役員退職慰労金	23
資産除去債務	3,984
長期預り保証金	20,667
負債合計	169,821
(純資産の部)	
株主資本	307,943
資本金	10,355
資本剰余金	10,729
資本準備金	10,603
その他資本剰余金	126
利益剰余金	346,965
利益準備金	2,588
その他利益剰余金	344,376
土地圧縮積立金	615
建物圧縮積立金	46
別途積立金	120,465
繰越利益剰余金	223,249
自己株式	△60,107
評価・換算差額等	42,909
その他有価証券評価差額金	42,909
純資産合計	350,852
負債・純資産合計	520,673

損益計算書 (2024年3月1日から
2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		171,550
営業原価		91,706
売上総利益		79,843
販売費及び一般管理費		39,793
営業利益		40,050
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,200	
為替差益	344	
その他	47	9,593
営業外費用		
支払利息	192	
貸倒引当金繰入額	37	
その他	5	235
経常利益		49,408
特別利益		
固定資産売却益	192	
投資有価証券売却益	2,667	
受取承諾料	300	3,159
特別損失		
現物配当に伴う交換損失	155	
立退補償金	224	379
税引前当期純利益		52,187
法人税、住民税及び事業税	14,055	
法人税等調整額	△919	13,136
当期純利益		39,051

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

東宝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中桐 光康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口 泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東宝株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東宝株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

東宝株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中桐光康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口泰広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東宝株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネットを経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、当社の内部監査部及びグループ経営推進部等から定期的に子会社の事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

東宝株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 緒 方 栄 一 ㊞

監 査 等 委 員 安 藤 知 史 ㊞

監 査 等 委 員 折 井 雅 子 ㊞

監 査 等 委 員 大 越 いづみ ㊞

(注) 監査等委員 安藤知史、折井雅子及び大越いづみは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場：有楽町マリオン11階 ヒューリックホール東京



交通のご案内：

東京メトロ	銀座駅	銀座線 丸ノ内線 日比谷線 C4出口徒歩1分
	有楽町駅	有楽町線 A0出口直結
都営地下鉄	日比谷駅	日比谷線 千代田線 A0出口直結
	日比谷駅	三田線 A0出口直結
JR	有楽町駅	山手線 銀座口・中央口徒歩3分

※駐車場のご用意はございませんので、
公共交通手段をご利用くださいます
よう、お願い申し上げます。

※ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前に当社お問い合わせフォームよりご連絡ください。

お問い合わせフォーム <https://faq.toho.co.jp/hc/ja>

東宝株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。